

第 82 回 国 民 体 育 大 会 ・
第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会
長 野 県 準 備 委 員 会

第 1 回 競 技 運 営 専 門 委 員 会



平 成 30 年 3 月 19 日 (月)

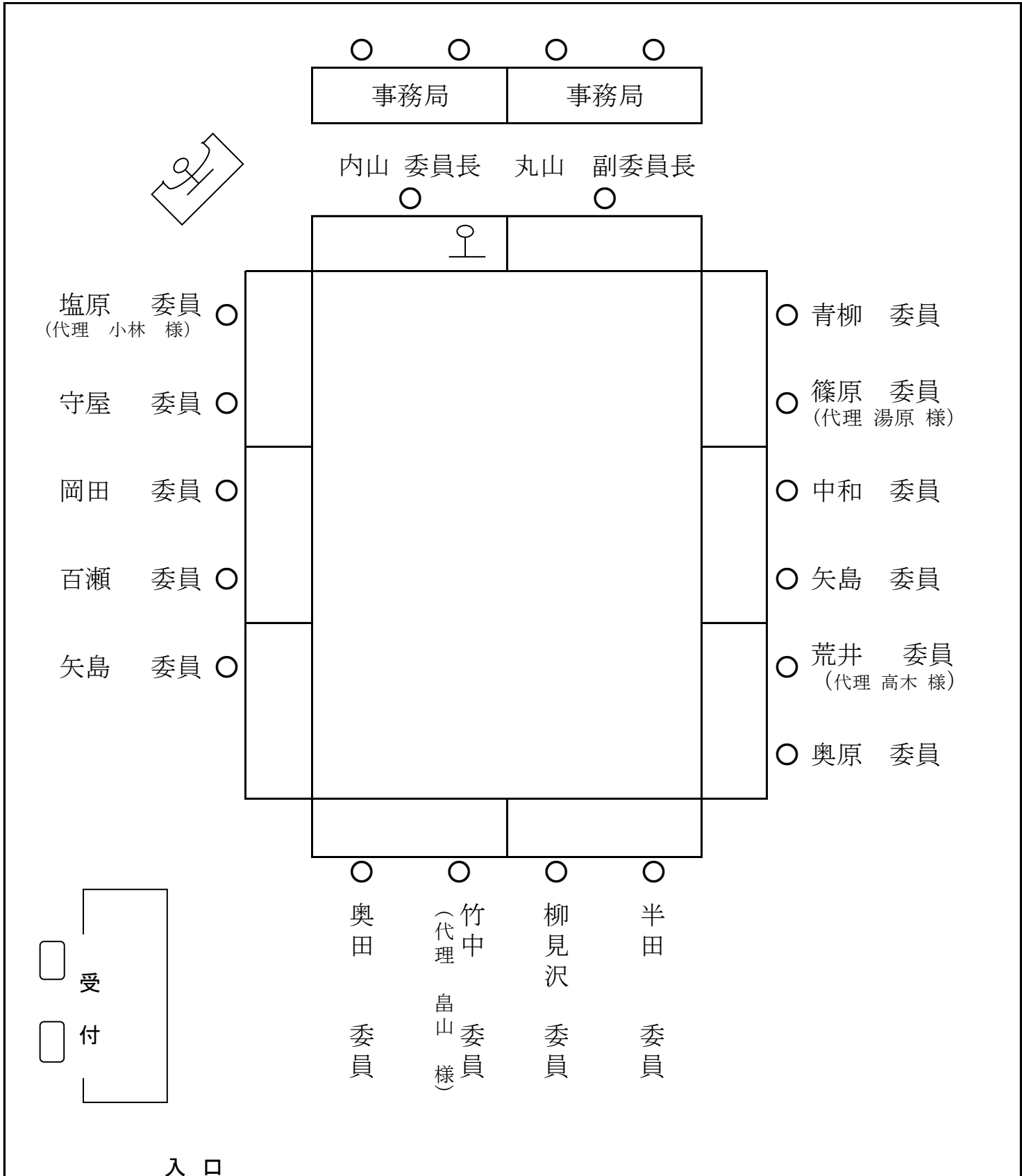
長 野 ス ポ ー ツ 会 館 2 階 会 議 室

第1回競技運営専門委員会 座席配置

日時：平成30年3月19日（月）

14:00～15:30

場所：長野県スポーツ会館2階会議室



第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会 第1回競技運営専門委員会 次第

日時 平成30年3月19日(月) 14:00～15:30
場所 長野県スポーツ会館 2階 会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 委員自己紹介

4 報告事項

- (1) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の概要について
- (2) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催準備経過について
- (3) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュールについて
- (4) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の設立と決定事項について
- (5) 国民体育大会デモンストレーションスポーツ・公開競技 及び 全国障害者スポーツ大会
オープン競技の実施状況について

5 審議事項

- (1) 競技運営専門委員会の主な審議事項のスケジュール(案) について
- (2) 第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成(案) について

6 その他

7 閉会

報告事項

国民体育大会の概要

スポーツ課

1 主催

(公財) 日本体育協会 文部科学省 開催地都道府県

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的とする。

3 開催時期及び開催期間

- (1) 冬季大会：1月～2月、5日間以内
- (2) 本大会：9月～10月、11日間以内

4 実施方式

- (1) 冬季大会と本大会の競技得点の合計を競う都道府県対抗方式で開催される。
- (2) 上記両大会で実施した全正式競技の男女総合成績1位に“天皇杯”、女子総合成績1位に“皇后杯”が授与される。

5 実施競技（競技数）

区分		第70回(2015年) ～ 第73回(2018年)	第74回(2019年) ～ 第77回(2022年)	第78回(2023年) ～ 第81回(2026年)	
本 大 会	正式競技	毎年実施	34	36	36
		隔年実施	4	2	2
		開催地選択	隔年実施対象外から 1競技を選択	休止	休止
		計	38	38	38
	公開競技	4	5	7	
	デモンストレーションスポーツ	開催都道府県が希望する競技			
特別競技	1	1	1		
冬 季 大 会	正式競技	毎年実施	3	3	3
	デモンストレーションスポーツ	開催都道府県が希望する競技			

※ 第78回～81回大会の実施競技は別紙のとおり(第82回大会以降の開催競技については、今後(公財)日本体育協会にて検討)なお、実施競技は4年ごとに見直すこととされている。

6 大会規模等（出典：日体協発行「Sports Japan」による。）

- ・国体参加選手約2万人
- ・観客動員約60万～70万人
- ・大会開催経費約100億～150億円
- ・経済効果約500億～600億円

[第72回(2017年)国体への長野県選手団派遣人数：冬季大会(長野県)250人、本大会(愛媛県)431人]

7 その他

- (1) 戦後の混乱期中、スポーツを通して国民に希望と勇気を与えようと、昭和21年(1946年)、京都を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催された。
- (2) 各都道府県持ち回り方式で毎年開催され、昭和36(1961)年からは、国のスポーツ振興法に定める重要行事の一つとして行われている。(※平成23年(2011)年からは、スポーツ基本法第26条に定められている。)

なお、本県では、昭和53年(1978年)に第33回大会を「やまびこ国体」として開催し、昭和63年(1988年)の第43回京都大会から、二巡目開催となる。

第78回大会（2023年）～第81回大会（2026年）における実施競技について

1 本大会

(1) 正式競技 : 計38競技

ア 毎年実施競技 : 計36競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

イ 隔年実施競技 : 計2競技（※ 下記種目のうち、1種目を実施）

ボクシング、クレール射撃

※ 「正式競技」の実施区分のうち「開催地選択競技」については、休止とする。

(2) 公開競技 : 計7競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(3) デモンストレーションスポーツ

上記「(1)正式競技」及び「(2)公開競技」に該当しない競技団体の競技。

なお、日体協加盟（準加盟）団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

例：ウォーキング、ソフトバレーボール、スポーツ吹矢 等

(4) 特別競技 : 計1競技

高等学校野球

2 冬季大会

(1) 正式競技

ア 毎年実施競技 : 計3競技

スキー、スケート、アイスホッケー

全国障害者スポーツ大会の概要

障がい者支援課

1 主催

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他関係団体

2 目的

障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 開催時期及び開催期間

国民体育大会本大会の直後を原則として、3日間（例年、概ね10月中）

4 参加資格

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

5 実施競技（予定）

区分		競技数	競技名 (身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障がい者)
正式競技	個人競技	7	・陸上競技（身・知） ・アーチェリー（身） ・卓球（身・知・精※）[サウンドテーブルテニス（身）を含む] ・ボウリング（知） ・水泳（身・知） ・フライングディスク（身・知） ・ボッチャ※
	団体競技	7	・バスケットボール（知） ・ソフトボール（知） ・サッカー（知） ・バレーボール（身・知・精） ・車いすバスケットボール（身） ・グランドソフトボール（身） ・フットベースボール（知）
オープン競技		広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、主催者間で協議のうえ実施	

※正式競技については、全国障害者スポーツ大会大会委員会で協議し、開催年の5年前までに日本障がい者スポーツ協会が決定。

※今後導入が予定されている競技：2019年～卓球（精）、2021年～ボッチャ（身）

6 大会規模等

- ・選手 約3,500人
- ・役員 約2,000人
- ・観客 約32,000人（H28いわて大会）
- ・大会開催経費 約20億円

[第17回（2017年）えひめ大会への長野県選手団派遣人数：38人]

7 その他

- (1) 全国障害者スポーツ大会は、昭和40年（1965年）から行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年（1992年）から行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年（2001年）から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。
- (2) 本県では、昭和53年（1978年）「やまびこ国体」の開催後に、「第14回全国身体障害者スポーツ大会（やまびこ大会）」を開催して以来の開催となる。

全国障害者スポーツ大会実施競技等について

1 競技実施区分

各競技ごとに、①性別区分、②年齢区分(個人競技のみ)、③障がい区分(障がい種別、程度)が定められている。

○年齢区分 身体障がい者 1部(39歳以下)、2部(40歳以上)
 知的障がい者 少年(19歳以下)、青年(20歳～35歳)、壮年(36歳以上)
 精神障がい者 年齢区分なし

2 障がい種別実施競技及び主管団体

区分	障がい区分 競技名	肢体 不自由	視覚 障がい	聴覚 障がい	内部 障がい	知的 障がい	精神 障がい	県主管団体 (先催県の例)
個人	陸上競技	○	○	○	○※	○	×	陸上競技協会
	水泳	○	○	○	×	○	×	水泳連盟
	アーチェリー	○	×	○	○※	×	×	アーチェリー協会
	卓球	○	○	○	×	○	○※※	卓球連盟
	フライングディスク	○	○	○	○※	○	×	フライング ディスク協会
	ボウリング	×	×	×	×	○	×	ボウリング連盟
	ボッチャ※※※	○ 重度	×	×	×	×	×	ボッチャ協会
団体	バスケットボール	×	×	×	×	○	×	バスケット ボール協会
	車いすバスケットボール	○	×	×	×	×	×	
	ソフトボール	×	×	×	×	○	×	ソフトボール 協会
	グラウンドソフトボール	×	○	×	×	×	×	
	フットベースボール	×	×	×	×	○	×	
	バレーボール	×	×	○	×	○	○	バレーボール 協会
	サッカー	×	×	×	×	○	×	サッカー協会

※ 内部障がい：ぼうこう又は直腸機能障害

※※ 2019年から実施

※※※ 2021年から実施

3 実施種目

競技	種目
陸上	・競走 50m、100m、200m、400m、800m、1500m、スラローム、4×100mリレー ・跳躍 走高跳、立幅跳、走幅跳 ・投てき 砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスロー、ビーンバッグ投
水泳	・自由形・背泳ぎ、平泳ぎ、バタフライ(各 25m、50m) ・4×50mリレー、4×50mメドレーリレー
アーチェリー	・リーカーブ (50m・30m、30mダブル) ・コンパウンド(50m・30m、30mダブル)
フライングディスク	・アキュラシー (5m、7m) ・ディスタンス (座位、立位)

4 参加選手等

(1) 参加選手数

3,500人（個人競技 2,400人、団体競技 1,100人）

(2) 都道府県ごとの派遣選手数

ア 個人競技

開催地実行委員会において、参加都道府県・政令市の派遣選手枠を決定。

選手枠の算出には、均等割り、開催地の近県枠、前催県枠・後催県枠、障害者手帳所持者数が考慮される。

開催県には、約120名の参加枠が配分される。

イ 団体競技

全国6ブロックで開催されるブロック予選会の優勝チームが全国大会に参加。

但し、開催県は、予選会を免除され、全競技に参加できる。

長野県は、北信越・東海ブロック（9県4政令市）に参加。

(3) 長野県派遣選手の選考方法

ア 個人競技

県障がい者スポーツ協会において関係者による選手選考委員会を開催して選考。

選手の選考にあたっては、

- ・前年の県障がい者スポーツ大会等での成績
- ・地域バランス
- ・年齢バランス
- ・過去の参加状況 等

を考慮し、障がい者の社会参加を推進するため、多くの障がい者が全国大会を経験できるように配慮している。

イ 団体競技

前年に開催する県障がい者スポーツ大会又は競技団体が開催する大会における成績優秀チームが北信越・東海ブロック予選会に参加。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過

年 月 日	内 容
平成28年6月29日	(公財) 長野県体育協会理事長から、2巡目国体招致要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。
	(特非) 長野県障がい者スポーツ協会理事長から、第27回全国障害者スポーツ大会招致要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。
平成28年11月28日	長野県市長会会長から、2巡目国体招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。
平成28年12月12日	長野県町村会会長から、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育委員会あてに提出される。
平成29年2月2日	(一社) 長野県経営者協会会長、長野県中小企業団体中央会会長、(一社) 長野県商工会議所連合会会長、長野県商工会連合会会長の連名により、2巡目国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する要望書が、知事、県議会議長及び県教育長あてに提出される。
平成29年2月16日	平成29年2月長野県議会の知事議案説明において、「国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を2027年に本県に招致するべく取り組む」ことを表明
平成29年2月27日	平成29年2月長野県議会の一般質問において、知事が「冬季国体も含めた完全国体を目指し招致に取り組む」ことを表明
平成29年3月2日	平成29年2月長野県議会において、「第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成29年3月10日	県教育委員会定例会において、第82回国民体育大会の招致を議決
平成29年3月24日	県部局長会議において、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の招致を決定
平成29年5月22日	知事、県教育長、(公財) 県体育協会専務理事、(公財) 県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第27回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
	知事、県教育長、(公財) 県体育協会専務理事が(公財) 日本体育協会会長あてに、第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
平成29年7月18日	(公財) 日本体育協会理事会において、本県を2027年開催の第82回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定)
平成29年12月20日	第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第1回総会及び常任委員会の開催

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール(案)

年度		開催手続	推進体制等
2017年	10年前	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催の内々定(7/18) (開催申請書提出順序の了解)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催要望書の提出(5/22)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会の設置 ・常任委員会の設置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の設置 (総務企画・競技運営) </div>
2018年	9年前		<ul style="list-style-type: none"> ・準備委員会総会 ・常任委員会 ・各分野の専門委員会の設置(順次) <p>※ 上記の各会議において、開催準備に関する諸事項を審議・検討</p>
2019年	8年前		
2020年	7年前	国体「正式競技」の決定(日体協) ※ 4年ごと見直し	
2021年	6年前	中央競技団体の 正規視察	
2022年	5年前	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">国体「公開競技」の決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催の内定</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 5px;">全障スポ「実施競技」の決定(日障スポ協)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">国体「公開競技」申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催申請書の提出</div>
2023年	4年前		
2024年	3年前	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">国体「デモンストレーションスポーツ」の決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">開催の決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 5px;">(文科省・日体協) 会場地総合視察</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">国体「デモンストレーションスポーツ」申請</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">実行委員会の設置</div>
2025年	2年前		
2026年	1年前	国体・全障スポリハーサル (プレ大会)	
		第82回国民体育大会(冬季大会) 開催	
2027年		第82回国民体育大会(本大会)・第27回全国障害者スポーツ大会 開催	

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会について

スポーツ課

1 目 的

2027 年に開催する国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に向けて、市町村や関係競技団体など、関係団体による準備委員会を設立し、大会開催基本方針の策定や競技会場の選定方法の検討など開催に向けた具体的な準備作業に着手する。

2 組 織

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会

総 会

○ 大会開催基本方針の決定	【総 会】 1 開催日 平成 29 年 12 月 20 日（水）13:30～14:20 2 場 所 ホテル国際 21 3 委 員 296 名 （県・市町村・国、関係競技団体、学校関係団体、経済関係団体、社会福祉関係団体、医療関係団体、観光・輸送関係団体 等）
○ 会則の制定・改廃	
○ 事業計画・予算	
○ 常任委員会への委任事項の決定	
○ その他重要事項の決定	

委 任

報 告

常任委員会

○ 総会からの委任事項の審議・決定	【常任委員会】 1 開催日 平成 29 年 12 月 20 日（水）14:30～15:10 2 場 所 同上 3 委 員 57 名（※常任委員は総会の委員の中から選任）
○ 専門委員会の設置	
○ 専門委員会への付託事項の決定	

付 託

報 告

専門委員会

○常任委員会からの付託事項の審議・決定等	【総務企画専門委員会】		【競技運営専門委員会】	
	1 開催日	平成 30 年 3 月 20 日（火）	1 開催日	平成 30 年 3 月 19 日（月）
	2 場 所	長野県スポーツ会館	2 場 所	長野県スポーツ会館
	3 委 員	20 名（※関係分野の委員を選任）	3 委 員	19 名（※関係分野の委員を選任）
	4 主な審議事項		4 主な審議事項	
	・総合開・閉会式会場の選定（案）づくり		・競技役員等の編成や養成（案）づくり	
	・競技会場地市町村の選定（案）づくり		・大会の実施競技の選定（案）づくり	
	・大会運営全般		・大会の競技運営全般	

※ 上記以外に必要となる専門委員会は平成 30 年度以降順次設置する。

**第82回国民体育大会・第27回障害者スポーツ大会
長野県準備委員会委員構成**

【準備委員会委員】

区分	人数	構成団体
会 長	1	知事
副会長	8	議長、副知事、教育長、体育協会理事長、障がい者スポーツ協会理事長 市長会会長、町村会会長
委員	県	25 公営企業管理者 関係部局、地域振興局、東京事務所、県警本部
	県議会	5 副議長 県民文化健康福祉委員会正副委員長、文教企業委員会正副委員長
	市町村関係	80 市町村、市議会議長会、町村議会議長会 市町村教育委員会連絡協議会
	国関係機関	5 北陸信越運輸局、長野地方気象台、長野国道事務所、飯田国道事務所 陸上自衛隊
	スポーツ関係団体	81 県議会スポーツ推進議員連盟、スポーツ推進審議会、関係競技団体、関係社会体育 団体、関係プロスポーツ運営会社
	学校関係団体	23 小学校長会、中学校長会、高等学校長会、特別支援学校校長会、私立中学高等 学校協会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟 県内大学、専修学校各種学校連合会
	経済・産業関係団体	14 日本労働組合総連合会長野県連合会、経営者協会、中小企業団体中央会 商工会議所連合会、商工会連合会、日本青年会議所長野ブロック協議会 銀行協会、信用金庫協会、信用組合協会、全国労働金庫協会長野県労働金庫 農業協同組合中央会長野県本部、森林組合連合会、漁業協同組合連合会 建設業協会
	輸送・通信関係団体	15 バス協会、タクシー協会、トラック協会、しなの鉄道、東日本旅客鉄道長野支社 東海旅客鉄道東海鉄道事業本部、西日本旅客鉄道金沢支社 長野電鉄、アルピコ交通、上田電鉄、フジドリームエアラインズ、東日本高速道路関東支 社、中日本高速道路八王子支社、中部電力、東日本電信電話
	観光関係団体	3 観光機構、旅行業協会、ホテル旅館組合
	医療・衛生関係団体	10 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、スポーツドクター協議会 食品衛生協会、日本赤十字社長野県支部、生活衛生同業組合連合会 栄養士会、調理師会
	社会福祉関係団体	19 社会福祉協議会、連合婦人会、PTA連合会、高等学校PTA連合会 日本ボーイスカウト長野県連盟、ガールスカウト長野県連盟、老人クラブ連合会 子ども会育成連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、肢体不自由児 者父母の会連合会、精神保健福祉社会連合会、視覚障害者福祉協会 聴覚障害者協会、知的障がい福祉協会、身体障害者施設協議会、社会福祉事業 団、長寿社会開発センター、公民館運営協議会
	警備・消防関係団体	5 消防長会、消防協会、防犯協会、交通安全協会、警備業協会
文化・芸術関係団体	2 文化振興事業団、高等学校文化連盟	
計	296	
【監事】	3	会計管理者兼会計局長、市長会事務局長、町村会常務理事兼事務局長

【準備委員会顧問】

区分	人数
衆議院議員（長野県関係）	7
参議院議員（長野県関係）	6
計	13

【準備委員会参与】

区分	人数
県民文化健康福祉委員会委員	6
文教企業委員会委員	7
報道機関	17
計	30

【常任委員会委員】

区 分		人数	構成団体
委員長		1	知事
副委員長		8	議長、副知事、教育長、体育協会理事長、障がい者スポーツ協会理事長 市長会会長、町村会会長
委員	県	12	関係部局、県警本部
	県議会	3	副議長、県民文化健康福祉委員会委員長、文教企業委員会委員長
	市町村関係	3	市議会議長会、町村議会議長会 市町村教育委員会連絡協議会
	スポーツ関係団体	11	スポーツ推進審議会 関係競技団体、関係社会体育団体
	学校関係団体	8	小学校長会、中学校長会、高等学校長会、特別支援学校校長会 私立中学高等学校協会、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、信州大学
	経済関係団体	5	経営者協会、中小企業団体中央会、商工会議所連合会、商工会連合会 日本青年会議所長野ブロック協議会
	輸送関係団体	2	バス協会、東日本旅客鉄道長野支社
	観光関係団体	1	観光機構
	医療関係団体	1	医師会
	社会福祉関係団体	2	社会福祉協議会、連合婦人会
計		57	

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会
(以下「準備委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、2027 年の第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会
(以下「大会」という。)を長野県において開催するため必要な準備を行うことを目的と
する。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他大会開催準備に必要な事業

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」
という。）をもって組織する。

- (1) 県及び市町村の代表者及び職員
- (2) 県及び市町村の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 60 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 会長は、長野県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項について審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員及び監事に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参加する。
- 5 顧問および参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会開催の基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 収支予算及び収支決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他準備委員会の運営に係る重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- （常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。
- 7 委員長は、必要があるときは、常任委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 8 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 9 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「副委員長及び常任委員」と読み替えるものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会委員長の専決処分について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「総会」とあるのは「常任委員会」と読み替えるものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 準備委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成29年12月20日から施行する。

2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成30年3月31日までとする。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事。 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する事。 3 総合開・閉会式会場の選定に関する事。 4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関する事。 5 競技施設の整備計画に関する事。 6 文化プログラムに関する事。 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等に関する事。 2 大会実施競技に関する事。 3 競技役員等の編成及び養成に関する事。 4 デモンストレーションスポーツに関する事。 5 競技用具の整備に関する事。 6 競技記録に関する事。 7 リハーサル大会に関する事。 8 その他競技運営に係る重要な事項に関する事。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会は、全ての県民の元気と力を結集して、夢、勇気、感動などスポーツの持つ限りない力と、本県の多彩な魅力を発信する大会として開催します。

大会の開催に当たっては、大会運営の簡素化・効率化を図るとともに、大会終了後を見据え、より多くの県民が各々の関心や適性等に応じて「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに参加できる文化の創造と、地域の魅力発信による経済の活性化等を通じて、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) “スポーツ” で長野県を元気にする大会

人生100年時代と言われる今、スポーツを健康に活かした取組を推進し、スポーツを通じた“健康長寿世界一の信州”の実現を目指すとともに、観光資源とスポーツ資源を融合させた地域活性化等にも取り組み、元気な長野県を推進する大会とします。

(2) “スポーツ” の振興を支える好循環を創出する大会

長野県の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次世代の選手を育成するなど、将来にわたり本県のスポーツ振興を支える好循環の形成に努めるとともに、子どもたちが夢や希望を未来へとつなぐことができる大会とします。

(3) “スポーツ” で共生社会づくりを加速する大会

障がい者の社会参加の推進と社会の障がい理解を促進するとともに、障がいの有無に関わらず、スポーツを通じた交流を拡大するなど、誰にでも「居場所」と「出番」があり、多様性を尊重する共生社会づくりを力強く後押しする大会とします。

(4) “スポーツ” の環境づくりを推進する大会

少子高齢化社会を迎え、地域ごとに求められるスポーツ施設に対する需要が変化していく中であって、将来にわたり安全で、適正なスポーツ施設環境を提供するとともに、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進する大会とします。

(5) “スポーツ” が長野県のファンを増やす大会

豊かな自然環境、美しい景観など数々の長野県の誇れる魅力を県民一人ひとりが見つめ直し、県内外に発信するとともに、全国から訪れる数多くの来県者を温かいおもてなしの心で迎え、一人でも多くの方に長野県のファンとなっていただける大会とします。

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会

競技役員等編成基本方針

第 82 回国民体育大会（以下「大会」という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 国体の競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民体育大会競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。
なお、全障スポの競技役員等の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。
- (2) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会役員	要項第 23 項第 2 号の規定に該当する者（国体のみ）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員等や関係役員等（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

5 その他

第 82 回国民体育大会冬季大会については、別途定めるものとする。

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。
- 6 第 82 回国民体育大会冬季大会については、別途定めるものとする。

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画

第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員(審判員・運営員)及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員(審判員・運営員)の養成方法については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技団体及び会場地市町村は、下記基準を参考に具体的な養成計画を作成する。

区分・内容			年 度								
			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
			8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →								
	運営員	要資格 運営員	← 資格取得、資格維持、資質向上 →								
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会					← 養成・資質向上 →			
競技補助員		県内講習会					← 養成・資質向上 →				
競技会係員		県内講習会					← 養成 →				
競技会補助員		県内講習会					← 養成 →				

5 その他

第 82 回国民体育大会冬季大会については、別途定めるものとする。

国民体育大会（71回～75回） デモンストレーションスポーツ 実施状況

		71回 岩手	72回 愛媛	73回 福井	74回 茨城	75回 鹿児島
種目数		29	28	36	31	36
ウォーキング系		ウォーキング オリエンテーリング ウォークラリー	ウォーキング ノルディックウォーク	ウォーキング オリエンテーリング	ウォーキング オリエンテーリング	ウォーキング 史跡巡りウォーキング 歴史探訪ウォーキング
ランニング系		マラソン		キッズトライアスロン	トレイルラン リレーカーニバル	マラソン
体操系		3B体操 ラジオ体操	3B体操 トランポリン	3B体操 一般体操	3B体操 いきいきトランポリン	3B体操 ラジオ体操 ジャズ体操
ダンス系		エアロビック ダンススポーツ	エアロビック	エアロビック バトン	エアロビック ダンススポーツ ダンス&パフォーマンス	エアロビック ダンススポーツ
武道系		武術太極拳	合気道 日本拳法	武術太極拳 真向法 少林寺拳法	合気道 少林寺拳法	真向法体操 少林寺拳法
球技	バレーボール系	ソフトバレーボール		ソフトバレーボール シルバーソフトバレー ママさんバレー	ソフトバレーボール	ソフトバレーボール ママさんバレー ミニバレー ミニバレーボール
	テニス系	バウンドテニス	バウンドテニス ブラインドテニス	バウンドテニス エスキーテニス	バウンドテニス パンポン	バウンドテニス
	ゴルフ系	ターゲット・バードゴルフ パークゴルフ マレットゴルフ リレーション3	ターゲット・バードゴルフ グランド・ゴルフ ゲートボール	グラウンド・ゴルフ ディスクゴルフ マレットゴルフ ゲートボール	ターゲット・バードゴルフ ディスクゴルフ パークゴルフ レク・クロッケー ふれあいグラウンド・ゴルフ	ターゲット・バードゴルフ ディスクゴルフ ドライビングコンテスト パークゴルフ ふれあいグラウンド・ゴルフ
	ホッケー系	少年少女ホッケー ネオホッケー		6人制ホッケー		
	サッカー				少年少女サッカー	少年サッカー
	野球			還暦軟式野球	少年軟式野球	
	ドッジボール			ドッジボール	ドッジボール	ドッジボール
	卓球			ラージボール卓球		
	バスケット			ミニバスケット		
	ビーチ ウォーター系	サーフィン シーカヤックマラソン ビーチバレー	マリンスポーツ カヌーツーリング駅伝	ビーチラグビー カヌーポロ	ビーチハンドボール Eボート ビーチバレー	サーフィン ビーチフラッグス 遠泳 ボート（フネインカー競漕）
自転車系	ヒルクライム		サイクリング		サイクリング ランニングバイク	
ディスク系	フライングディスク	カーリング カローリング ディスコン	スティックリング	ユニカール	フライングディスク	
その他	ペタンク スポーツ吹矢 スポーツチャンバラ インディアカ ビリヤード 室内雪合戦 クップ	ペタンク スポーツ吹矢 スポーツチャンバラ インディアカ ビリヤード アームレスリング パラグライディング 近代3種 クライミング ダーツ ダブルタッチ	ペタンク スポーツ吹矢 スポーツチャンバラ インディアカ パラグライダー ウッズスポーツ ボート （ローイングエルゴメーター）	ペタンク スポーツ吹矢 アームレスリング スポーツ鬼ごっこ ハングライダー	ペタンク スポーツ吹矢 スポーツチャンバラ ビリヤード 少年相撲 お手玉	

国民体育大会（70回～81回） 公開競技 実施状況

	第70回：2015年 ～ 第73回：2018年	第74回：2019年 ～ 第77回：2022年	第78回：2023年 ～ 第81回：2026年
1	綱引き	綱引き	綱引き
2	パワーリフティング	パワーリフティング	パワーリフティング
3	ゲートボール	ゲートボール	ゲートボール
4	グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ
5		武術太極拳	武術太極拳
6			バウンドテニス
7			エアロビック

第16回～第20回 全国障害者スポーツ大会 オープン競技 実施状況

	16回 岩手	17回 愛媛	18回 福井	19回 茨城	20回 鹿児島
種目数	4	3	3	7	検討中
競技名 (障がい区分) (身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者)	ビリヤード (身・知・精)	ボウリング (身)	卓球バレー (身・知・精)	グラウンド・ゴルフ (身・知・精)	
	卓球バレー (身・知・精)	ブラインドテニス (身)	車いすテニス (身)	車いすダンス (身)	
	ゲートボール (身・知・精)	フットサル (精)	ゲートボール (身)	ゴルフ (身・知)	
	ペタンク (身・知・精)			スポーツ吹矢 (身・知・精)	
				卓球バレー (身・知・精)	
				ハンドアーチェリー (身・知)	
				ブラインドテニス (身)	

審議事項

競技運営専門委員会の主な審議事項のスケジュール(案)

年度	開催手続	競技役員等の編成及び養成に関すること	大会実施競技に関すること	競技運営等に関すること	競技用具の整備に関すること	リハーサル大会に関すること
2017年 開催10年前	内々定	編成基本方針 養成基本方針 養成基本計画				
2018年 開催9年前		競技役員等に関する基礎調査		競技運営基本方針	競技用具の調査 競技用具整備基本方針	
2019年 開催8年前		審判員・要資格運営員養成計画	実施予定競技選択基本方針 公開競技・デモスポ実施基本方針		競技用具整備要項	
2020年 開催7年前			国体「正式競技」決定			
2021年 開催6年前	中央競技団体 正規視察			国体公開競技・デモスポ実施競技の検討・選定 全障スポオープン競技実施競技の検討・選定 国体・全障スポの融合や相互連携の取組の検討		
2022年 開催5年前	開催申請書の提出 内定		国体「公開競技」決定 全障スポ「個人・団体競技」決定		競技用具の整備	
2023年 開催4年前						リハ大会開催基準要項
2024年 開催3年前	会場地総合視察 決定		国体「デモスポ」、全障スポ「オープン競技」決定	競技運営に係る記録業務基本計画		
2025年 開催2年前				競技運営に係る記録業務運営要項		
2026年 開催1年前		競技役員等編成				国体・全障スポリハーサル大会(プレ大会) 第82回国民体育大会(冬季大会)
2027年 開催年						第82回国民体育大会(本大会)・第27回全国障害者スポーツ大会

※ 「競技役員等」…主に競技会(試合等)運営に携わる役職である「競技会役員」、「審判員」、「運営員」及び「競技補助員」並びに主に競技会場運営に携わる役職である「競技会係員」及び「競技会補助員」

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成(案)について

1. 基本的な考え方

第82回国民体育大会競技役員等養成基本方針・第82回国民体育大会競技役員等基本計画により、2019年度から計画的に国体開催時までの8年間で不足している競技役員等を養成していくため、各競技団体ごとに競技役員等を養成する。

2. 競技役員等の養成に向けたスケジュール(案)について

年度	日時	国体・全障スポ準備委員会	競技団体・(市町村)
2017年度	12月20日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 第82回国民体育大会 第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会設立総会 </div>	
	3月19日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 第1回競技運営専門委員会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技役員等編成基本方針 ・ 競技役員等養成基本方針 ・ 競技役員等養成基本計画 決定 	
2018年度	4月18・19日 (18日長野市内 19日松本市内)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">基礎調査について 説明会</div>	
	7月	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;">←</div> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">ヒアリング</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 10px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">基礎調査書 作成 提出</div>	
秋以降		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">基礎調査のまとめ</div>	
		<div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国民体育大会審判員・要資格運営員養成 計画(案)作成</div>	
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">第2回競技運営専門委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> * 国民体育大会審判員・要資格運営員養成 計画(案) 決定 	
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">常任委員会委員会</div> <ul style="list-style-type: none"> * 国民体育大会審判員・要資格運営員 養成計画 決定 	
2019年度	4月 以降	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">*「全国障害者スポーツ大会」計画(案)の検討</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;"> 審判員・要資格運営 員の養成 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="text-align: center; margin: 0;">2026年まで</div>

參考資料

国民体育大会競技役員編成数（日本体育協会基準）

平成29年8月25日

競技団体名			総数	中央からの派遣数	県内の役員数	中央派遣 割合（%）
1	陸上競技		448	25	423	5.6%
2	水泳	(共通)	19	11	8	57.9%
		(競泳)	168	11	157	6.5%
		(飛込)	59	12	47	20.3%
		(水球)	89	13	76	14.6%
		(シンクロ)	66	10	56	15.2%
3	サッカー		387	65	322	16.8%
4	テニス		148	6	142	4.1%
5	ボート		120	20	100	16.7%
6	ホッケー		79	34	45	43.0%
7	ボクシング		84	37	47	44.0%
8	バレーボール		245	8	237	3.3%
9	体操	(競技)	211	50	161	23.7%
		(新体操)	143	14	129	9.7%
10	バスケットボール		313	41	272	13.1%
11	レスリング		146	55	91	37.3%
12	セーリング		220	31	189	14.1%
13	ウエイトリフティング		123	12	111	9.8%
14	ハンドボール		151	38	113	25.2%
15	自転車（トラック・ロード）		235	20	215	8.5%
16	ソフトテニス		140	9	131	6.4%
17	卓球		149	9	140	6.0%
18	軟式野球		209	14	195	6.7%
19	相撲		130	21	109	16.2%
20	馬術		200	33	167	16.5%
21	フェンシング		102	38	64	37.3%
22	柔道		125	34	91	27.2%
23	ソフトボール		320	16	304	5.0%
24	バドミントン		295	13	282	4.4%
25	弓道		148	1	147	7.0%
26	ライフル射撃		154	33	121	21.4%
27	剣道		112	29	83	25.9%
28	ラグビーフットボール		115	6	109	5.2%
29	山岳		112	18	94	16.1%
30	カヌー	(共通)	9	4	5	44.4%
		(スプリント)	98	18	81	17.3%
		(スラ・ワイ)	128	16	111	13.3%
31	アーチェリー		91	6	85	6.6%
32	空手道		175	49	126	28.3%
33	なぎなた		112	26	86	23.2%
34	ボウリング		127	13	114	10.2%
35	ゴルフ		158	13	145	8.2%
36	トライアスロン		111	6	105	5.4%
37	柔剣道		88	20	68	22.7%
38	クレー射撃		101	25	76	24.8%
39	高校野球	(硬式)	77	3	74	3.9%
		(軟式)	50	3	47	6.0%
計			7090	989	6101	

国民体育大会各競技における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。

各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、召集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任 1		
アナウンサー	8	// 1	1	
大型映像係	4	// 1		
報道係	11	// 1		
ミックスゾーン係	9	// 1		
記録・情報処理員	16	// 1		
印刷係	3	// 1		
場内指令	20	// 1		
会場管理	5	// 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任 1		
競技者係	23	// 1		
役員係	5	// 1		
補助員係	2	// 1		
来賓・視察員受付	4	// 1		
庶務係	18	// 1	2	
庶務員	7	// 1		
医務係	2	// 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任 1	2	
入賞者管理係	5	// 1		
公式計測員	1	// 1		
用器具係	13	// 1		
風力計測員	9	// 1		
練習会場係	20	// 1		
写真判定員	11	// 1		
監察員	34	// 1		
監視カメラ係	2	// 1		
競歩審判員	10	// 1	5	
スターター	13	// 1		
出発係	25	// 1		
衣類運搬係	9	// 1		
周回記録員	18	// 1		
跳躍審判員	40	// 1		
投てき審判員	33	// 1		
光波計測員	3	// 1		
総合得点係	2	// 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

全国障害者スポーツ大会 競技運営等について

1 競技運営

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱により、関係競技団体が主管することとなっています。

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱(抜粋)

5. 大会開催の基本方針

(4)大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。

【参考:2019年茨城大会の主管団体】

区分	競技名	競技運営主管団体
個人	陸上競技	茨城陸上競技協会
	水泳	茨城県水泳連盟
	アーチェリー	茨城県アーチェリー協会
	卓球	茨城県卓球連盟
	フライングディスク	茨城県障がい者フライングディスク協会
	ボウリング	茨城県ボウリング連盟
	ボッチャ	(未実施)
団体	バスケットボール	茨城県バスケットボール協会
	車いすバスケットボール	
	ソフトボール	茨城県ソフトボール協会
	グランドソフトボール	
	フットベースボール	
	バレーボール	茨城県バレーボール協会
	サッカー	茨城県サッカー協会

2 競技役員の編成・養成

(1) 必要人数

先催県(2019年茨城大会)における競技役員・競技補助員数は、以下のとおり。

区分	競技名	競技役員	競技補助員
個人	陸上競技	390	450
	水泳	170	120
	アーチェリー	62	120
	卓球	183	169
	フライングディスク	138	195
	ボウリング	34	30
	ボッチャ	(未実施)	
	小計	977	1,084
団体	バスケットボール	64	75
	車いすバスケットボール	71	75
	ソフトボール	58	50
	グラウンドソフトボール	86	31
	フットベースボール	64	40
	バレーボール	93	103
	サッカー	69	56
	小計	505	430
合計		1,482	1,514

- ・「競技役員」: 競技運営、審判、競技記録等の業務を行います。
- ・「競技補助員」: 競技役員の指示を受けて、競技運営の補助を行います。

(2) 養成計画

先催県においては、主管団体が中心になり、概ね3年前から役員養成を実施。

本県においては、競技の普及を進めるため、国体競技役員の養成との調整など、主管団体等と協議の上、前倒しで取り組みます。

【参考: 2019年茨城大会の役員養成計画】

区分	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年度
競技役員	競技役員等 養成基本 方針の策定	先催県調査	編成計画策定	役員編成	リハーサル大会 → 本大会
競技補助員			編成計画策定 協力校調査 協力校へ依頼	講習会開催 現地研修	

第82回国民体育大会

競技役員等に関する基礎調査書

提出期日 平成 年 月 日

(提出期限：平成30年6月29日(金))

競 技 団 体 名		
代 表 者 名		印
記 載 担 当 者	役 職 名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	Eメール	

1 競技役員等の編成について

【様式1】

第82回国民体育大会における競技役員等の編成数について

競技団体名（種目名）	
------------	--

A 役員名	B 競技役員数				C 県外（派遣）		D 県内必要数 B-C	E 競技補助員			F 備考 (競技役員数 [a+b+c] の算出根拠、注意事項、特記事項等)
	審判員 a	要資格 運営員 b	資格 不要 c	計 a+b+c	中央	近県		男子	女子	計	
合計											

審判員a及び要資格運営員bの役員については「様式2」へ資格別に人数を記入する。

【様式2】

審判員・要資格運営員の資格別必要数

競技団体名（種目名）	
------------	--

資格名	審判員			要資格運営員（審判員以外）			M 審判員等有資格者 県内必要数 I + L		
	G	H 派遣		I 県内 G-H	J	K 派遣		L 県内 J-K	
		中央	近県（ブロック）			中央			近県（ブロック）
合計									



「様式1」Bの審判員a及び要資格運営員bの役員の人数を資格別に集計すること。



「様式5」Oへ転記する。

【審判員の算定基礎】

【要資格運営員の算定基礎】

【資格別必要数の算定基礎】

2 競技役員等の現状について

【様式3】

県内現有資格者の資格別・年齢別人数

(平成30年4月1日現在)

競技団体名	
-------	--

資格名	国体審判可：◎印 運営員資格：●印	年 齢 別 人 数									N 合計
		～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳～	
合 計											



- ア 平成30年4月1日現在の人数を記入する。
- イ 資格名の欄は、上級資格から順に記入する。また、国体審判が可能な資格には◎印、要資格運営員が必要とする資格には●印を記入する。
- ウ 剣道や弓道等の公認審判員制度のない競技は、国体で審判が可能な段位(称号)及びその1つ下位の段位(称号)を記入する。

「様式5」Pへ転記する。

中央競技団体との関係(本県関係者)

--

【様式4】

・ 県内現有資格者名簿

競技団体名	
-------	--

No.	養成対象外 ×印	氏名	性別	年齢	競技団体 役職名	現有資格	
						資格名	取得年月日

No.	養成対象外 ×印	氏名	性別	年齢	競技団体 役職名	現有資格	
						資格名	取得年月日

※ご記入いただいた個人情報は、「競技役員等の養成事業」のみに用い、他の目的には使用いたしません。

3 競技役員等の養成について

【様式5】

審判員等養成目標数

競技団体名	
-------	--

O 審判員等有資格者県内必要数 資格名	P 現有資格者数	Q 今後8年間の減少予想			T 国体開催時の 有資格者数 P-Q	U 国体開催時 不足数 O-T	V 養成目標数 U×1.3
		定年・引退 R	その他 S	計 R+S			
合計							

↑ ↑
「様式2」Mから転記する。 「様式3」Nの数字を転記する。

・ 審判員等年次別養成計画

競技団体名	
-------	--

養成方法	a	県内で開催される講習会、研修会、資格取得審査会等
	b	県外で開催される講習会、研修会、資格取得審査会、全国大会等への派遣
	c	その他

資格名	事業目的	2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025		2026		2027		合計 (延人数)	実養成人数 当該級延人数- 直上位級延人数
		養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数	養成方法	人数		
	資格取得																				
	維持・向上																				
	資格取得																				
	維持・向上																				
	資格取得																				
	維持・向上																				
	資格取得																				
	維持・向上																				
合 計	資格取得																				
	維持・向上																				

【養成計画の概要及び特記事項】

4 審判員資格取得条件、方法、維持条件等について

【様式7】

審判員資格取得条件、方法、維持条件等

競技団体名	
-------	--

◆ルールブック等にこの件について記載事項がある場合は、「写し」を添付してください。

競技名	資格名	取得条件及び取得方法	資格維持条件	担当（養成）競技団体	養成年数（最短）		国体審判可否
					当該資格	累計	

審判員養成講習会等について

質問	回答
(1) 審判員養成又は審判員資格を維持するための講習会（研修会）を県競技団体として開催したことがありますか。	ある ない
(2) 上記で「ある」と回答された競技団体は、次の質問にお答えください。「ない」と回答された競技団体は（3）へお進みください。	
① 講師への謝金（平均又は実績で）	
a. 中央派遣講師	円
b. ブロック派遣講師	円
c. 県内講師	円
d. 補助講師（アシスタント）	円
② 講師の旅費	
a. 中央派遣講師	円
b. ブロック派遣講師	円
c. 県内講師	円
d. 補助講師（アシスタント）	円
③ 受講者の旅費	円
④ その他の経費	
a. 講師等昼食代、資料代、消耗品代等	円
b. 通信費（依頼状発送、出欠連絡等）	円
c. 会場使用料	円
d. その他	円

競技団体名	
-------	--

質問	回答		
(3) 上級資格を取得するため、又は、上級資格取得条件を満たすための県外講習会・各種大会等に県競技団体として派遣したことがありますか。	ある ない		
(4) 上記で「ある」と回答された競技団体は、次の質問にお答えください。「ない」と回答された競技団体は（5）へお進みください。			
① 中央講習会・大会等への派遣について 場所、年間派遣回数、派遣人数 日数、旅費	場所		
	年間派遣回数	回	
	派遣人数	名	
	日数	泊 日	
	旅費（1人分）	円	
② ブロック講習会・大会等への派遣について 場所、年間派遣回数、派遣人数 日数、旅費	場所		
	年間派遣回数	回	
	派遣人数	名	
	日数	泊 日	
	旅費（1人分）	円	
(5) 国体開催準備担当者			
競技役員等 編成・養成 担当者	氏名		
	競技団体役職名		
	〒		
	自宅	Tel	Fax
		E-mail	
	〒		
	勤務先	Tel	Fax
		E-mail	

◆上記回答に補足説明があればご記入ください。

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）
- 2) 国民体育大会（以下「本大会」という。）

(2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

- 1) 冬季大会
第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会
- 2) 本大会
第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和21年に開催された大会をもって第1回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体等（以下、「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第1項の要領により開催することができる。